

令和6年度 錦江町年間監査計画

錦江町監査基準第7条第1項に規定する監査計画は、次のとおりである。

1 監査種別ごとの計画

(1) 財務監査

ア 定期監査（定例監査・学校監査）

町の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等に適合し、正確で、最大の効果を最小の経費で挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて実施する。

イ 随時監査（現地監査・備品監査）

監査委員が必要と認めるときは、定例監査に準じて実施する。

(2) 行政監査

監査委員が必要と認めるときは、町の事務が法令に適合し、正確で、最大の効果を最小の経費で挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて実施する。

(3) 補助団体等監査（財政援助団体等監査）

補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているかについて実施する。

(4) 決算審査

ア 決算審査

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるかについて実施する。

イ 基金運用状況審査

決算審査時において、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかについて実施する。

ウ 健全化判断比率等審査

決算審査時において、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか実施する。

エ 随時監査（現地監査）

監査委員が必要と認めるときは、決算審査に準じて実施する。

(5) 例月出納検査

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているかについて実施する。

## 2 対象、実施時期、実施体制、実施方法

監査種類	対象（年度）	実施時期	実施体制	実施方法
例月出納検査	一般会計・特別会計 歳入歳出外現金 基金	毎月 (おおむね20日)	監査委員2名 事務局職員	室内検査
決算審査	各課(令和5年度)	7月下旬～ 8月上旬	監査委員2名 事務局職員	室内審査
学校監査 (定例監査)	町内全学校 (令和6年度)	10月15日 10月16日	監査委員2名 事務局職員	現地監査
定例監査	各課 (令和6年度)	10月下旬～ 11月上旬	監査委員2名 事務局職員	室内監査
備品監査 (随時監査)	各課及び 各課管理施設	1月下旬	監査委員2名 事務局職員	現地監査
補助団体等監査	選定団体等 (令和5年度)	1月下旬	監査委員2名 事務局職員	室内監査
随時監査	全ての監査・ 審査事項	監査委員が必要 と認めるとき	監査委員2名 事務局職員	現地監査 室内監査
行政監査	町の執行する事務 (テーマ設定による)	監査委員が必要 と認めるとき	監査委員2名 事務局職員	現地監査 室内監査

## 3 その他

本計画に定める監査のほか、請求等に基づく監査を実施する必要がある場合は、1 監査種別ごとの計画の（1）から（3）に掲げる監査に優先して実施する。

実施方法について、室内監査（審査、検査）は、監査等の対象から資料を徴し、内容について担当者等へ説明を求め、質疑応答や計算突合をする方法で行うものであり、現地監査は、現地において対象物等の確認が必要と思われる場合に、担当者等から資料を徴したうえで実査をするものである。

